**大阪府日本万国博覧会記念公園**

**文化・アート体験学習施設**

**（旧大阪府立国際児童文学館）**

**整備運営事業者　募集要項**

**平成31年3月**

**大阪府 府民文化部**

**目　　　　　　次**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | はじめに |  |
| 12345678910 | 公募の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・物件概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・スケジュール（募集から開業に至るまでの流れ）・・・・・・・・・募集要項の配付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・現地確認質問の受付け応募書類の受付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・最優秀提案者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約及び協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 57121415161821 |

（参考資料）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別表1-1別表1-2別紙1別紙2別紙3別紙4別紙5別紙6 | 併設可能な公園施設の用途等（都市公園法第２条）・・・都市計画等に関する要件・・・・・・・・・・・・・・・・基本協定書（案）【以下、別紙2～6については、ダウンロード用資料】旧大阪府立国際児童文学館　概要・間取り図旧大阪府立国際児童文学館　工事図面平成28年度劣化度調査報告書PCB使用電気機器位置図地熱利用ヒートポンプ空調設備（地下埋設物）位置図　　　　　　　　　　　 | 242526 |

（様式）　※【ダウンロード用資料】参照

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式第1号様式第2号様式第3号様式第4号様式第5号様式第6号様式第7号様式第8号様式第9号様式第10号 | 応募申込書（A4）申請者の概要等（A4）財務状況の概要（A3）事業計画書（A3）収支計画書（A3）誓約書（A4）現地確認申込書（A4）質問票（A4）工事図面閲覧申請書事前調査申請書 |  |

**はじめに**

大阪府日本万国博覧会記念公園（以下「万博記念公園」という。）の中にある旧大阪府立国際児童文学館（以下「旧児童文学館」という。）は、1984年（昭和59年）から国内外の児童書や関連書籍の収集・研究を行ってまいりましたが、2009年度（平成21年度）にはその機能を大阪府立中央図書館へと移し、2011年度（平成23年度）からは大阪府の公文書の書庫として暫定的な活用を行っております。

その後大阪府では、「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」で公園の活性化に向けた基本的な考え方を定め、旧児童文学館について、「公園の様々な場所をアートやデザインなど芸術文化の創作・発信や芸術家の育成の場として活用するため、機会や場所を提供していく。また、公共建築百選に選ばれた優れた建物である旧大阪府立国際児童文学館の有効活用についてアイデア募集や事業コンペ等の実施を検討する。」としたところです。

この考え方の下、2015年度（平成27年度）にアイデア募集を実施し事業者ヒアリングを行うとともに、太陽の塔内部再生事業など公園の現状及び目指すべき公園像を踏まえつつ検討を行った結果、このたび、旧児童文学館を「文化・アート体験学習施設」と位置付け、同施設を整備運営する事業者を公募することといたしました。

万博記念公園を「大阪都市魅力創造戦略2020」に掲げる「世界第一級の文化・観光拠点」とするため、多くの事業者の皆様からの創意と工夫に満ちた魅力的な事業提案を募集します。

**1　公募の概要**

（１）公募の実施主体

　 大阪府

＜事務局＞

大阪府府民文化部府民文化総務課 企画グループ　万博記念公園担当

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-14-16　咲洲庁舎38階

電話：06-6210-9303　　FAX：06-6210-9268

電子メールアドレス：fuminsomu@sbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページ：

http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/kyujidobungakukan/jibunkan.html

（２）公募の内容

公募対象施設は、万博記念公園の中央部に位置する4,168.46㎡の土地上にある「旧大阪府立国際児童文学館」です。

本公募は、旧児童文学館を「文化・アート体験学習施設」として整備運営する事業者を募集し、公正な審査のもと、文化公園として格の向上及び公園のさらなる活性化に資する事業を実施する事業者を決定するものです。

（３）公募実施にあたっての考え方

万博記念公園は、「人類の進歩と調和」を基本理念とする「緑に包まれた文化公園」として、太陽の塔、日本庭園、大阪日本民芸館、国立民族学博物館、EXPO’70パビリオン及び夢の池（イサム・ノグチの噴水）などの優れた文化・アート施設が存在する場所であり、また、空港や高速道路のIC・新幹線へのアクセスが容易な恵まれたロケーションを有しており、国内外から多数の来園者が訪れ賑わう、活気のある場所となっています。

本公募は、このような万博記念公園が有する特性を活かして、さらに新たな魅力を創出することを目的としています。

事業者には、「アートやデザインなど芸術文化の創作・発信や芸術家の育成の場」として「文化・アート体験学習施設」を整備運営していただき、「世界第一級の文化・観光拠点形成・発信」に向けた公園づくりをともに進めていただきたいと考えています。

（４）求める提案の内容

①　自然文化園及び日本庭園は大阪府が国有地を借り受け、公園目的のために開設しているものであることから、設置する施設は都市公園法に基づく施設であることが必用です。都市公園法第２条第２項第６号に規定する教養施設（体験学習施設）の整備運営に係る提案を求めます。

具体的には、次のうち少なくとも１つの機能を有する文化・アート体験学習施設として、どのような整備運営を行うのかを提案してください。

Ⅰ　文化・アートの創作

Ⅱ　文化・アートの発信

Ⅲ　アーティストの育成

また、都市公園法第２条第２項第３号及び第７号に規定する休養施設（休憩所、ベンチ等）や便益施設（飲食店、売店等）を併設させることで相乗的な効果の発揮を狙う提案も可能です。併設可能な公園施設については、別表１－１をご参照ください。

②　万博記念公園内にある施設として、専ら特定の方だけの利用に供することなく、一般の方も利用できるエリア（※）や曜日・時間帯・期間を設けるなど、公園の来園者も利用できる施設として整備運営を行ってください。なお、来園者から適正料金を徴収することは妨げません。

※…ベンチ等休憩施設、カフェ・レストラン等飲食施設、セミナー・イベントホール等貸ホール、美術館等が想定されます。

③　「緑に包まれた文化公園」にある施設として、「世界第一級の文化・観光拠点形成・発信」に資するどのような事業を実施するのか、公園内の他施設との連携の視点も踏まえ、具体的に提案をしてください。

条件等については、次ページをご参照ください。

本要項における「文化・アート体験学習施設」の「文化・アート」は、美術、工芸、デザイン、建築、音楽、文芸など、人々のくらしに心の豊かさや楽しさを与える創造的活動・表現といった広義の意味をいいます。

想定される施設としては、文化・アート系の専修学校や大学のサテライト施設、アートスクール、ダンススクール、アクターズスクール、アート作品を展示するなどギャラリーを併設したカフェ・レストラン、外国語会話による国際交流が可能なカフェ、文化研究施設、アートを活用した教育施設等がありますが、これらに限定することなく、万博記念公園にふさわしい、創意と工夫に満ちた「文化・アート体験学習施設」に係る魅力的な事業提案を期待します。

**２　物件概要**

（１） 万博記念公園について

万博記念公園は、自然文化園地区（国有地約130ha）とその周辺地区（府有地約128ha）から成り、エリア内には、大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理運営する施設とそれ以外の事業者が管理運営する施設があります。

・　公園を管理運営している指定管理者は、万博記念公園マネジメント・パートナーズです。構成団体は、（代表法人）吉本興業㈱　、㈱よしもとクリエイティブ・エージェンシー、三井物産フォーサイト㈱、㈱JTB、㈱JTBコミュニケーションデザイン、京阪ホールディングス㈱、京阪園芸㈱、㈱博報堂、㈱博報堂DYメディアパートナーズの９社です。

・　指定管理者が管理運営する施設として、自然文化園、日本庭園、文化･スポーツ施設、その他各種公園施設があります。これらは地方自治法第244条で定める「公の施設」となります。

・　大阪府以外の事業者が管理運営する施設として、国立民族学博物館や迎賓館、EXPO CITYや市立吹田サッカースタジアムなどの施設があります。

（２）　旧児童文学館

所在地：大阪府吹田市千里万博公園10番6号



当該地



敷地面積　： 4,168.46㎡

延床面積　：　3,131.23㎡（うち車庫面積30.59㎡）

建物構造　：　鉄筋コンクリート造　2階建

※建物の概要や間取り図等は別紙2を、工事図面は別紙3をご参照ください。

※提案内容を目的とした敷地内での建物の増築も可能とします。

　※さらに敷地面積が必要な場合は、北側約1,100㎡、西側約400㎡を上限として、建物の増築などで活用いただくことも可能です。その際は、活用敷地面積に応じて土地の貸付料を支払っていただきます。貸付料については、（４）③（Ⅴ）をご参照ください。

　※公募対象地は国有地であることから、大阪府以外の第三者が建物を所有することはできません。貸付期間終了の際は、設置した設備や増設した建物等は撤去していただくことを原則とします。なお、協議により大阪府へ無償譲渡していただく場合もあります。

（３）用途地域等その他都市計画等に関する要件

①　用途地域　用途指定無し

②　建ぺい率　６０％

③　容積率　　２００％

その他の要件については、別表1‐2をご参照ください。

（４）建物の貸付条件

①　貸付方法

事業者は大阪府から建物を借受けて事業を実施することとし、大阪府と事業者の間で借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項の規定に基づく事業用定期転借地権及び第38条第1項に基づく定期建物賃貸借（賃借権）を設定し、公正証書により事業用定期転借地権及び定期建物賃貸借設定契約（以下「転借地権及び賃借権設定契約」という。）を締結します。公正証書作成に係る費用は事業者の負担とします。

転借地権及び賃借権設定契約の更新（更新の請求及び建物使用の継続によるものを含む）及び建物の築造等による存続期間の延長はありません。

　　　※本物件は国有地に所在しており、予め国による転貸承認が必要となります。

②　貸付期間

 　貸付期間は20年間とします。この貸付期間は大阪府が事業者に建物の引渡しを行った日から貸付期間終了の日まで（転借地権及び賃借権設定契約に定める「転借地権及び賃借権設定契約の存続期間」）です。

なお、期間満了時に協議の上、再契約をすることができます。20年以上の貸付期間を希望される場合は、40年間までの範囲で事業計画を作成し提案してください。（再契約を保証するものではありません。）

③　貸付料及び保証金

（ⅰ）建物貸付料は審査の対象とし、最低価格を年額19,560千円とします。応募にあたり、最低価格未満の価格を提案した場合は無効とし、その応募者を失格とします。

（ⅱ）貸付料（年額）について、初年度は提案価格としますが、次年度以降、消費者物価指数の変動等を勘案し、毎年決定します。

（ⅲ）保証金は、貸付料の12ヶ月分とし、契約締結日に納付してください。

（ⅳ）保証金は無利息とし、本契約が終了したときに建物の引渡しを受けた後、事業者に返還します（事業者に残債務がある場合は控除の上返還）。

　　（Ⅴ）増築等エリアの土地貸付料は、１㎡あたり8,400円（年額）とします。なお、近傍類地の相続税課税標準価格の変動に応じて、改定することがあります。

（５）建物に関する条件

　　①　現状有姿での引渡しとなるため、必要な改修工事は事業者の負担において実施してください。なお、1階及び2階書庫の電動書架は、引渡しまでに府で撤去・処分する予定です。

　　②　建物は建築より相応の年数が経過しております。劣化状況につきましては、別紙4に示す「平成28年度劣化度調査報告書」をご参照ください。別紙4に示す中期保全計画の経費は、大阪府が施設保全を行うための目安として算出した概算金額です。この金額は直接工事費のみを計上しており、諸経費及び消費税は含みません。（なお、別紙４の工事については、２０１７年度以降、大阪府で実施しておりません。）

　　③　別紙3工事図面の他にデータ化出来ない工事図面があり、事務局で閲覧できます。閲覧を希望される場合は、事前に事務局に相談の上、様式第9号工事図面閲覧申請書により申請をしてください。なお、別紙3工事図面及び閲覧可能な図面は参考資料であり、現状と異なる場合は現状を優先します。

　　④　建物地下の電気室の電気設備及び1階講堂機械室にはPCB使用電気機器（コンデンサ等）があります。平成31年度に大阪府で搬出する予定です。搬出時期等については、事業者と大阪府で協議して決定します。PCB使用電気機器の位置については別紙５をご参照ください。

⑤　建物の改修工事を行う場合には、石綿（アスベスト）含有建材について、予め十分調査をした上で工事を行ってください。石綿（アスベスト）含有建材の使用が認められる場合は、「大気汚染防止法」、「労働安全衛生法」に基づく「石綿障害予防規則」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等の規定に基づく所定の手続きを行った上で適切に処理してください

⑥　建物周辺の地下に、地熱利用ヒートポンプ空調設備（利用停止中）が埋設されています。位置については、別紙6をご参照ください。工事等で支障となる場合は、府と協議してください。

（６）改修工事等に関する条件

①　関係法令等の遵守

本公募に基づく事業を進めるにあたっては、関係法令及び本募集要項等を遵守してください。

　　　【関係法令】

大阪府日本万国博覧会記念公園条例、大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則、地方自治法、国有財産法、都市計画法、労働基準法ほか労働関係法令、健康増進法、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、消防法、電気事業法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、食品衛生法、エネルギーの使用の合理化に関する法律、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律、建設業法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、大阪府暴力団排除条例、大阪府

行政手続条例、大阪府情報公開条例、大阪府個人情報保護条例、大阪府福祉のまちづくり条例、生活環境の保全等に関する条例、大阪府屋外広告物条例、吹田市開発事業等の手続き等に関する条例、大阪府公有財産規則、大阪府地域防災計画、地域防災計画（吹田市）、その他これら法令に基づく各種通知や要領など

②　事業計画の変更について

大阪府及び関係機関との協議において、提案された事業計画の変更が必要となる場合があります。なお、この場合の変更に要する費用は事業者の負担とします。

③　その他

本公募に基づく事業を進めるにあたり必要となる各種許認可の取得、届出などの手続きは、すべて事業者の責任と負担で行ってください。

なお、建物の利用用途は「児童文学館」として申請しており、本事業で利用用途を変更される場合は、建築基準法第87条に基づく用途変更の手続きが必要となります。

（７）その他

①　賃貸借物件に関して、準備・施設運営に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費は、すべて事業者の負担となります。

　　なお、当該施設の電気供給は、公園内にある一括受電設備で行っており、当該設備にかかる負担金が発生する場合があります。

②　増築等を検討しており、応募に先立って土地の現地測量等を希望する場合は、事前に事務局に相談の上、様式第10号　事前調査申請書により申請をしてください。また、事前調査にあたっては、すべて事業者の責任と費用負担で行ってください。

**３　応募資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が満たすものとします。

（１）本募集要項に従い、自ら事業者として、建物の計画・整備・管理及び運営を行うに足る資金及び経営体制を備え、建物を利用して事業化する者であること。

　①　特定事業目的会社（SPC）を設立して事業を行う事を予定している場合は、本公募に基づく事業用定期転借地権及び定期建物賃貸借契約に先立つ「基本協定」締結までに設立して、契約の相手方となる必要があります。

②　外国の会社の場合は、会社法第2条第2号に基づき、外国の法令に準拠して設置された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものとします。

（２）次の①～⑦までのいずれにも該当しない者であること。

①　成年被後見人

②　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

④　民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

⑤　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

⑥　破産者で復権を得ない者

⑦　地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないと認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

（３）民事再生法（平成11年法律第255号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（４）大阪府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

（５）大阪府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（６）最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。（個人の場合にあっては、地方税及び住民税に係る徴収金を完納していること。）

（７）この公募の日から契約までの期間において、次の①～③のいずれにも該当しない者であること。

①　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者

②　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したとみとめられる者を除く。）

③　大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（ただし、この公募の応募提案の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

**４　スケジュール**

|  |
| --- |
| 1. 募集要項の発表
 |

　2019年3月28日（木）

|  |
| --- |
| 1. 現地確認
 |

　2019年4月8日（月）～5月10日（金）

|  |
| --- |
| 1. 質問の受付
 |

　2019年3月29日（金）～4月12日（金）

|  |
| --- |
| 1. 質問の回答
 |

　2019年4月22日（月）

|  |
| --- |
| 1. 応募提案受付
 |

　2019年5月30日（木）～5月31日（金）

|  |
| --- |
| 1. プレゼンテーション及び

審査 |

　2019年6月中旬（予定）

|  |
| --- |
| 1. 最優秀提案者及び

次点提案者の決定・公表 |

　2019年6月下旬（予定）

|  |
| --- |
| 1. 基本協定の締結
 |

　2019年6月下旬（予定）

|  |
| --- |
| ⑨　 協議等手続き |

|  |
| --- |
| ⑩　 契約の締結及び建物引渡し（貸付開始） |

　2019年度中（※着工予定時期による）

|  |
| --- |
| ⑪　 着　　　　　工 |

|  |
| --- |
| ⑫　 運　営　開　始 |

**５　募集要項の配付**

　　募集要項等応募に必要な資料は、大阪府府民文化部府民文化総務課のホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/kyujidobungakukan/jibunkan.html ）からダウンロードできます。また、事務局において紙媒体の配布も行っております。

**６　現地確認**

　　現在、本物件建物内は、常時立入ができませんが、次の日時に限り建物内をご覧いただけます。

現地確認日時：2019年4月8日（月）から5月10日（金）まで

　　　　　　午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の時間帯。

個別に実施（１事業者あたり１時間程度を予定しています。）。

開催場所：現地（集合場所は申込者あてに通知します。）

申込方法：様式第7号　現地確認参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、事務局の電子メールアドレス宛に送信してください。口頭や電話による申込みは受け付けません。

注意事項：　現地確認において募集要項等に係る質問に関してはお答え出来ません。

　　　　　質問がある場合は、下記方法にてご質問ください。

　　　　　　　　 現地確認日時は、希望される日時が重複した場合等、ご希望の日時で確認出来ない場合がございますのでご了承下さい。詳しくは、申込者あてに通知します。

**７　質問の受付け**

本公募に係る質問の受付は、以下のとおりです。

（１）受付期間

　　　　 受付：2019年3月29日（金）～　4月12日（金）

　 回答：2019年4月22日（月）

　　　なお、次のような質問に対しては、回答しない旨を回答書に記載します。

　　　　（ｱ）本募集要項と関係のない質問又は質問者の明確な誤読

　　　　（ｲ）本募集要項に対する質問者の個人的な意見

　　　　（ｳ）質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの

　　　　（ｴ）質問者自らが判断又は調査すべきもの

　　　 （ｵ）その他公正な審査に影響を与えると判断されるもの

（２）方法等

①　質問方法

質問は、電子メールで受け付けますので、様式第8号　質問票をダウンロードし、質問内容を記入してください。メール送信の際は、件名「質問（大阪府日本万国博覧会記念公園文化・アート体験学習施設整備運営事業）」とし、事務局の電子メールアドレス宛に送信してください。

また、メール送信後に電子メール到着の確認の電話をしてください。

※　確認の電話については、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の時間帯にお願いします。

なお、メール送信以外の方法（持参、郵送、口頭、電話、ＦＡＸ等）による質問は一切受け付けません。

②　回答方法

質問に対する回答については、可能なものから順次、府民文化部府民文化総務課ホームページにおいて公開します。個別の回答はいたしません。なお、公開にあたっては、質問者を特定できないようにします。

③　その他

本募集要項の他、質問回答の内容その他追加資料等についても公募の条件となります。

**８　応募書類の受付け**

（１）受付期間

　　　　2019年5月30日（木）～　5月31日（金）

　　　　　午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（２）提出方法

事務局に持参してください。郵送、メール等による提出は受け付けません。

（３）費用の負担

　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

（４）応募書類

　　応募に当たっては、次の①～⑥の書類を提出してください。

1. 応募申込書 【様式第１号】（A4サイズ）
2. 申請者の概要等【様式第２号】（A3サイズ）

③　提案者に関する書類

（ⅰ）定款及び役員名簿

（ⅱ）事業経歴書及び営業案内書（会社案内など）

（ⅲ）同種、同規模の事業実績調書

（ⅳ）財務諸表（最近3年間）

・貸借対照表

・損益計算書

・キャッシュフロー計算書

・株主資本等変動計算書

※財務諸表は各法人等が既に作成している書類で、上記項目が確認できる書類を提出してください。公益法人等で、上記項目が存在しない場合は、その旨を記載し、書面で提出してください。

（ⅴ）最近3年間の営業報告書

（ⅵ）納税証明書等

　　　　　　 （直近の法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税の領収証書の写し又はそれぞれの納税証明書）

（ⅶ）法人登記簿謄本（発行から3ヵ月以内のもの）

　　法人でない個人の場合は、以下の書類を提出してください。

　　（いずれの書類も発行から3か月以内のもの）

・本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

（準禁治産者、破産者でないことがわかるもの）

・法務局が発行する成年後見登記に係る登記がなされていないことの証明（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことがわかるもの）

（ⅷ）代表者の印鑑証明書（発行から3ヵ月以内のもの）

（ⅸ） 障がい者雇用状況報告書の写し（報告義務のある方のみ提出してください。）

　　・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が45.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第６号）」の写し

（x）財務状況の概要【様式第３号】（A4サイズ）

④　事業計画書 【様式第４号】（A4サイズ）

⑤　収支計画書 【様式第５号】（A3サイズ）

⑥　事業計画説明書【様式不問】

・P19に記載の「審査の視点」を盛り込みながら、文書や図面・イメージパース等を用いてまとめること。

1. 誓約書【様式第６号】（A4サイズ）

⑧　共同企業体による申込みの場合

（ⅰ）共同企業体協定書（写し）

　　　　　（ⅱ）構成企業各社の委任状

　　　　　（ⅲ）構成企業の各社の③に掲げる資料

（５）使用単位及び適用法規

提出書類及び質疑等における使用言語は日本語とし、単位はメートル法を、また数字はアラビア数字を用いてください。

（６）応募書類の取扱い

①　応募提案書類の変更の禁止

応募者が提出した応募書類の内容の変更は認めません。

②　著作権

応募書類等の著作権は応募者に帰属します。ただし、大阪府が本件募集に関する報告等のため必要な場合は、応募提案書類等の内容を無償で使用できるものとします。

③　応募書類の返却

応募者から提出された応募書類は、一切返却しません。

④　資料等の取扱い

大阪府の配付する資料等を応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

（７）応募書類の不備

　　　応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（８）その他

　　①　応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）

　　②　応募書類の提出に際しては、正本1部及びコピー５部をA4ファイルに綴って提出してください。また、電子媒体（CD-R等）での提出（1部）もお願いします。

　　③　正本には、ファイルの表紙及び背表紙には事業タイトルと提案者名を記入してください。

　　④　（４）応募書類の内④事業計画書【様式第４号】から⑥事業計画説明書【様式不問】までの書類については、企業名等提案者が特定される語句等を記入してはいけません。

　　⑤　応募書類に虚偽の記載をした者は本公募への参加資格を失うものとします。

**９　最優秀提案者の決定**

（１）最優秀提案者の審査方法

大阪府日本万国博覧会記念公園活性化事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査により、最高得点の提案を最優秀提案、2番目に得点の高い提案を次点提案として、最優秀提案者及び次点提案者を決定します。なお、審査の結果、最高得点が2者以上ある場合は、審査の視点「④府財政への貢献」の得点が高い方とし、なお同点の場合は、くじにより最優秀提案者を決定します。

【資格審査】

（ⅰ）「３　応募資格」を満たしているか。

（ⅱ）応募に必要な「８－（４）応募書類」が揃っているか。

（ⅲ）提案が「２－（４）建物の貸付条件」「２－（５）建物に関する条件」に適合しているか。

【提案内容審査】

（ⅰ）書類審査

（ⅱ）プレゼンテーション審査

応募者からプレゼンテーションによる提案内容の説明を受けた上、審査を実施します。その際の説明内容及び資料は、提出された応募提案書類の範囲に限ります。

プレゼンテーション審査の日程・方法等については、別途通知します。

応募者が1者の場合も審査を行います。

（２）その他

①　資格審査で要件を満たしていない提案者は、提案内容審査は行わないものとします。

②　提案内容審査の審査項目と審査の視点及び配点は次表のとおりです。

＜審査項目と審査の視点及び配点＞

|  |  |
| --- | --- |
| 審　　査　　の　　視　　点 | 配　点 |
| 1. 事業コンセプト
 | ＜文化・アートの創作・発信やアーティストの育成の場＞・日本万国博覧会記念公園における文化・アート体験学習施設として適切、かつ優れているか・文化・アートの創作・発信やアーティストの育成に資する施設であるか・（併設施設がある場合）併設の必然性や相乗効果はあるか＜世界第一級の文化・観光拠点形成・発信＞・公園内の他施設とも連携しながら、日本万国博覧会記念公園の特性を活かした『世界第一級の文化・観光拠点形成・発信』に資する施設となっているか＜その他項目として加点＞　・上記「審査の視点」以外で評価できるもの | 50点 |
| ②施設計画 | ＜施設の一般利用について＞・公園施設という性格を踏まえ、専ら特定の者のみが利用する施設ではなく、一般来園者が利用できるエリアを設けたり、一般来園者が利用できる曜日・時間帯・期間等を設定しているか。＜ユニバーサルデザイン計画＞・誰もが使いやすく、人にやさしい配慮がなされているか＜その他項目として加点＞　・上記「審査の視点」以外で評価できるもの | 10点 |
| ③実現可能性 | ＜事業収支＞・企業等の経営状況を踏まえて、事業収支計画が安定したものであるか＜事業の実現性・継続性＞　・同種・同規模事業実績の有無等から判断して、提案事業の安定性・継続性はあるか＜施設のマネジメント＞　・提案事業の監理運営体制はしっかりしているか＜その他項目として加点＞　・上記「審査の視点」以外で評価できるもの | 10点 |
| ④府財政への貢献 | ＜貸付料＞・当該応募者の点数＝30点×（提案価格）／（最高提案価格）※　小数点第2位を四捨五入 | 30点 |
| 合　　　　　　　　　　　　　　計 | 100点 |

※①～③の中で、満点の半分に満たない項目が1つでもあれば、その提案者を失格とします。

（２）審査結果の通知及び公表

最優秀提案者決定後、速やかに選定結果を応募者全員に通知するとともに、選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を府民文化部府民文化総務課ホームページ及び報道発表により公表します。

①　最優秀提案者と評価点

②　全提案者の名称（申込順に公表します。）

③　全提案者の評価点（得点順に公表します。）

④　最優秀提案者の選定理由

⑤　選定委員会委員の氏名及び選任理由

なお、応募が2者であり、次点提案者を設けない場合、③は公表しません。応募者が3者であった場合、次点者とその評価点は公表し、③は公表しません。

また、審査についての質問や異議には一切応じられません。

（３）提案内容への助言、指導

事業計画をより良いものとするため、最優秀提案者に対して選定委員会から提案内容の一部修正などの助言、指導その他意見を付すことがあります。

また、各種行政協議等においても、事業計画の一部変更を求められることがあります。

（４）失格事由

応募者が次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格（選定対象からの除外）とします。

①　求められた書類を期限までに提出しなかった場合

②　応募提案書類に虚偽の記載があった場合

③　建物貸付料の提案が最低価格（19,560千円／年）未満の場合

④　大阪府日本万国博覧会記念公園活性化事業者選定委員に対して、直接間接を問わず、故意に接触を求めた場合

⑤　応募者が応募受付日から契約締結日までの間に、「３　応募資格」の要件を満たさなくなった場合

⑥　他の応募者と応募提案の内容又は応募の意思について相談を行った場合

⑦　事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

⑧　その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

⑨　その他、本募集要項に違反した場合

**１０　契約及び協定の締結**

（１）事業者の決定

選定委員会の審査結果に基づき、最優秀提案者と協議の上、大阪府が事業者を決定します。

ただし、事業者に事故等があるときは、次点提案者を事業者として決定する場合があります。

（２）基本協定の締結手続

①　事業者は、事業用定期転借地権及び定期建物賃貸借設定契約に先立ち、契約期日を定めるために大阪府と基本協定を締結することとなります。その際、予約証拠金として年間貸付料の10％以上を納付しなければなりません。なお、予約証拠金は契約締結時、保証金の一部に充当します。

②　事業者は、基本協定締結後、大阪府、指定管理者及び近畿財務局等との協議や地元調整、建築確認申請のための協議その他必要な手続きを進めなければなりません。なお、事業者の責めに帰すべき事由により、基本協定で定める期日までに契約の締結ができず、大阪府が基本協定を解除したときは予約証拠金は返還しません。

（３）契約の締結手続

①　事業実施に必要な協議などの手続終了後、「事業用定期転借地権及び定期建物賃貸借設定のための覚書」を締結します。事業用定期転借地権及び定期建物賃貸借設定契約は、同覚書に基づき公正証書を作成することになります。なお、契約締結に際しては、保証金（貸付料の12ヶ月分）を納付しなければなりません。

②　事業者が事業内容や構成企業の変更を行った場合は、大阪府がやむを得ないと認める場合を除き契約は行いません。

③　次に掲げる事項に該当した場合、事業者としての決定を取消し、契約を締結しないときがあります。

（ⅰ）正当な理由なくして大阪府の指定する期日までに契約締結に応じなかった場合

（ⅱ）選考手続の妨害など不正な行為があったと認められた場合

（ⅲ）その他、本募集要項に違反した場合

④ その他

各種行政協議等が不調となったため、契約の締結や施設の運営ができない事態が生じても、大阪府はその一切の責めを負いません。

（４）建物の引渡し及び返還

①　建物については、契約締結後、貸付開始日に現状有姿にて事業者へ引き渡します。なお、建物の引き渡し後、本件建物に瑕疵あることを理由に、貸付料若しくは保証金の減額又は損害賠償を請求することはできません。

②　事業者は、貸付期間終了までに、引渡し時の状態に復元して大阪府に返還してください。ただし、返還時に府と協議の上、別途の取扱いを定めた場合はこの限りではありません。

（５）特記事項

①　契約締結後、大阪府の承認を受けた期間までに施設を整備し運営を開始しなければなりません。

②　継続かつ円滑に事業を行うこととし、大阪府の許可なく、用途や使用目的の変更を行うことはできません。

③　建物を増改築しようとする場合は、大阪府の承認を得なければなりません。また、増築した建物の買取請求をすることはできません。

④　大阪府の許可なく建物の譲渡又は転貸をすることはできません。

⑤　事業用定期転借地権及び定期建物賃貸借設定契約締結後、本募集要項に定めるもののほか、当該契約条件に違反した場合、大阪府は当該契約を解除することがあります。この場合、大阪府が定める違約金を徴収することとなります。

⑥　事業用定期転借地権及び定期建物賃貸借設定契約締結後、事業者の責めに帰すべき事由により契約解除となる場合は、契約の定めに従い、12か月分の貸付料相当額を大阪府に支払わなければなりません。

1. 事業者は、事業実績の報告を実施年度終了後30日以内に行わなければなりません。報告様式については協議によることとします。また、大阪府が事業内容等に関して調査又は報告を求めたときは、事業者は協力しなければなりません。

⑧　天変地異等により建物が通常の用に供することができなくなった場合又は、建物敷地が国において公共用、公用若しくは公益事業の用に供する等により、事業用定期転借地権及び定期建物賃貸借設定契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅します。

大阪府から追加資料等についてのお知らせをする場合がありますので、

府民文化部府民文化総務課ホームページを注意してご覧ください。

別表1-1　併設可能な公園施設の用途等（都市公園法第2条）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 具体的内容 |
| 園路及び広場 | 園路及び広場 |
| 修景施設 | 植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯篭、石組、飛石等 |
| 休養施設 | 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場等、その他地方公共団体が条例で定める休養施設 |
| 遊戯施設 | ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場等、その他地方公共団体が条例で定める遊戯施設 |
| 運動施設 | 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設等及び、これらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワー等、その他地方公共団体が条例で定める運動施設 |
| 教養施設 | 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体または気象観測施設、体験学習施設、記念碑等、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復元したもので歴史上又は学術上価値の高いもの、その他地方公共団体が条例で定める教養施設 |
| 便益施設 | 売店、飲食店（風営法に規定されるものを除く。）、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場等 |
| 管理施設 | 門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設等 |
| 都市公園の効用を全うする施設 | 展望台、集会所、食糧・医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの |

別表1-2　都市計画等に関する要件

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　　項 | 内　　　　　　　　　　　容 |
| 都市計画等 | 都市計画公園 | ・事業対象地は、都市計画施設「万博公園」の区域内であり、建築物の建築には都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第53条による許可手続きが必要です。（協議先：吹田市都市計画部都市計画室） |
| 用途地域 | ・指定無し |
| 建ぺい率 | ・60% |
| 容積率 | ・200% |
| 高度地区 | ・事業対象地には高度地区の指定はありません |
| 防火・準防火地域 | ・指定無し |
| 地区計画 | ・事業対象地は、吹田市立地適正化計画において、大学誘導区域に設定され、文化教育施設（図書館、コミュニティセンター等）の区域内であり、届出手続きが必要です。（協議先：吹田市都市計画部都市計画室） |

別紙1　基本協定書（案）

**大阪府日本万国博覧会記念公園**

**文化・アート体験学習施設**

**整備運営事業に関する基本協定書**

大阪府日本万国博覧会記念公園文化・アート体験学習施設整備運営事業（以下「本事業」という。）に関し、大阪府（以下「甲」という。）と【本事業の事業予定名】（以下「乙」という。）は、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　本基本協定は、乙が本事業の事業者として決定したことを確認するとともに、本事業の確実かつ円滑な実施を目的に、下記の建物（以下「事業対象建物」という。）を活用して本事業を展開するにあたって必要な基本的事項を定めるものとする。

　　　所在　　　　大阪府吹田市千里万博公園10番6号（別図参照）

　　　　　　　　　※別図については、本要項P7と同様

敷地面積　　4,168.46平方メートル

延床面積　　3131.23平方メートル

（事業対象建物の確認及び土地の特定）

第２条　乙は、甲との間で借地借家法第23条第2項の規定に基づく事業用定期転借地権及び第38条第1項に基づく定期建物賃貸借設定契約を締結するまでに、前条に規定する建物及び土地について、甲及び乙現地立会の上、事業対象建物の確認を行うこととする。

２　乙が前条第１項に定める敷地と合わせてさらに敷地を活用する提案を行い、それが認められた場合は、甲及び乙は現地立会の上、その位置及び面積を特定しなければならない。この場合の土地の特定に係る費用は、乙の負担とする。

（事業用定期転借地権及び建物賃貸借の設定）

第３条　甲及び乙は、前条の事業対象建物の確認及び土地の特定をした後、当該建物及び土地について、20年間の事業用定期転借地権及び定期建物賃借権を設定するための契約（以下「転借地権及び賃借権設定契約」という。）を締結するものとする。なお、締結時期については、甲乙協議して定める。

２　前項に定める転借地権及び賃借権設定契約は、甲及び乙が「事業用定期転借地権及び賃借権設定のための覚書」を締結した上で、事業用定期転借地権及び定期建物賃貸借設定契約を公正証書の作成により行うものとし、転借地権及び賃借権設定登記は行わないものとする。

３　転借地権及び賃借権設定契約に基づく貸付料は（以下「貸付料」という。）は、乙の提案価格とする。

４　乙は、甲に対し、貸付料1年間分に相当する金額を保証金として転借地権及び賃借権契約締結時に支払わなければならない。

５　転借地権及び賃借権設定契約は第１項に規定する期間の満了により終了し、更新は行わない。

６　乙は、甲に対し、転借地権及び賃借権設定契約期間満了の1年前までに事業対象建物に設置した設備及び建物を増築した場合の取壊し並びに退去日程など、事業対象建物及び土地の明渡しに必要な事項を書面で通知しなければならない。

７　転借地権及び賃借権設定契約が期間満了以外の事由により終了する場合は、甲乙協議の上、事業対象建物及び土地の明渡しに必要な事項を定めるものとする。

８　前2項に定める明渡しは、乙の責任と費用負担において行うものとし、原則として乙は、事業対象建物及び土地を現状に復して返還しなければならない。ただし、返還時に甲~~、~~乙協議の上別途定めた場合は、この限りでない。

（事業対象建物及び土地の使用）

第４条　乙は、転借地権及び賃借権設定契約締結以前に、事業対象建物及び土地を工事の準備行為等の理由により、一時的に使用する場合は、目的及び必要性を記載した書面をもって事前に甲に申し出し、甲の承認を受けることにより、乙の責任と負担において一時使用することができる。

（供給処理施設）

第５条　乙は、上水道、下水道、電力、ガス、電話等の供給を受ける場合は、大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者（以下「指定管理者」という。）及び各供給者等と協議の上、自己の責任と負担において施工するものとする。

（許認可の取得等）

第６条　乙は、自己の責任と負担において、本事業を実施するために必要となる許認可の取得又は届出を行うものとする。

（周辺環境及び来園者への配慮）

第７条　乙は、騒音、振動、塵埃等の問題が生じないよう適切な対応を行うとともに、問題が発生した場合は、自己の責任と費用負担において誠実に対応するものとする。

（関係機関との調整）

第８条　乙は、本事業の実施に当たって、指定管理者、関係機関及び近隣事業者等関係者との協議、調整等について、自己の責任と費用において適切に行うものとする。

（事業対象建物の賃貸借）

第９条　乙は、事業対象建物の全部又は一部を第三者に賃貸しようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）賃貸借契約の内容について、あらかじめ甲に書面をもって通知し、承諾を得ること。

（２）借地借家法第38条に規定する事業用定期建物賃貸借の設定によることとし、期間は本基本協定第3条第１項に規定する期間の範囲内であらかじめ甲と協議の上定めること。

（３）建物賃借人について審査等を行い、暴力団等の反社会的勢力の排除に努めること。

（事業計画の確定）

第１０条　 乙は、提案した事業計画に基づき、実施事業の詳細について甲、指定管理者及び関係機関と協議し、転借地権及び賃借権設定契約の締結日までに、次の各号に掲げる事項を確定させ、その実現に努めなければならない。

（１）事業内容

（２）建築物及び設備等の内容（種類、構造、規模、用途等）

（３）事業実施の責任体制及び実施方法

（４）事業スケジュール（改修工事工程、管理運営期間、明渡準備期間等）

（５）その他（資金計画、駐車場計画等）

２　乙は、前項によって確定した事業計画について、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする場合は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

（１）事業計画を変更しようとするとき

　（２）乙が新たに共同企業体を構成する場合、又は既に乙が代表である共同企業体を構成する企業が脱退する場合、又は新たな企業が構成員として参入する場合

　（事業対象建物の引渡し）

第１１条　事業対象建物の引き渡しは、乙が本事業実施のための工事に着手する日までに行うものとする。

（本事業の実施時期）

第１２条　乙は、本基本協定締結日以降、遅くとも1年以内に本事業実施のための工事に着手し、原則として工事着手後1年以内に施設を開業させなければならない。

（公募要項等の遵守）

第１３条　乙は、本事業の実施にあたり、本基本協定に定めるもののほか、募集要項記載事項、乙が提案した事項及び乙に対する大阪府日本万国博覧会記念公園活性化事業者選定委員会の意見を遵守しなければならない。

（本基本協定の解除）

第１４条　甲は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、本基本協定を解除することができる。

（１）乙の責めに帰すべき事由等により、転借地権及び賃借権設定契約を締結できないとき（正当な理由があると甲が認めるときを除く。）

（２）乙が本基本協定の事項に違反したとき

（３）やむを得ない理由により甲が本事業を中止し、又は延期したとき

（４）天変地異その他乙の責めに帰さない事由により、転借地権及び賃借権設定契約の締結が不可能になったとき

２　前項第3号及び第4号の事由により甲が本基本協定を解除した場合、本事業のために各自が負担した費用は各自の負担とし、相互に請求しないものとする。

３　甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除する。

（１）役員等〔乙が法人である場合にはその法人、乙が法人グループである場合はグループを構成するすべての法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。〕又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

（２）役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（３）役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

（４）役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（５）請負契約その他の契約に当たり、その相手方が第1 号から第4 号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

４　本条に規定する事由により、甲が本基本協定を解除した場合は、甲は一切の賠償責任を負わないものとする。

（本基本協定の有効期間）

第１５条　本基本協定の有効期間は、本基本協定の締結日から転借地権及び賃借権設定契約の終了日までとする。

（違約金及び解約金）

第１６条　次の各号のいずれかの事由に該当する場合、乙は甲に対して違約金を支払うものとする。

（１）乙の責めに帰すべき事由により本事業の実施が不可能になったとき

（２）乙が本基本協定の条項に違反したとき、又は転借地権及び賃借権設定契約が期間満了前に契約解除等により終了したとき

２　前項の事由による違約金は、貸付料1年間分に相当する金額とする。

（建物の返還及び損害金）

第１７条　乙は、甲に対し、本契約終了の日までに事業対象建物の返還等ができない場合は、貸付料の2倍に相当する金額を損害金として支払わなければならない。

２　前項の損害金は、転借地権及び賃借権設定契約の終了日の翌日から建物の返還を完了するまでの日数に応じて計算するものとする。

（損害賠償）

第１８条　乙がその責に帰すべき事由により本事業に伴う本基本協定及び借家契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し、その損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

２ 乙又は第三者に損害が生じた場合は、甲の責めに帰すべき事由によるときを除き、甲はその責任を負わない。この場合において、いかなる紛争その他の問題についても、すべて乙が、自己の責任と負担において解決するものとする。

（緊急時の対応）

第１９条　天災、その他の不可抗力等により、事業対象建物にやむを得ない事態が生じた場合、乙は臨機に応急処置を行い、当該第三者との調整、交渉等の窓口となるなど適切に対応するとともに、速やかに甲に連絡し、指示を求めるものとする。

（裁判管轄）

第２０条 本基本協定から生じる一切の紛争の第一審管轄裁判所を大阪地方裁判所とする。

（秘密保持）

第２１条 甲及び乙は、本事業に関して知り得た相手方の秘密を、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならず、本基本協定及び本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合並びに法律、政令、規則、条例上の規定により開示する場合は、この限りでない。

（協議）

第２２条 本基本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

2019年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　大阪府

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　大阪府知事　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

この協定書（案）は募集要項公表時点のものであり、整備運営事業者の事業計画の提案内容等により記載内容を変更する場合があります。